

## 防疫対策の概要

## 1 リスクレベルの区分

**レベル 近隣諸国・地域 飼養家畜での発生又は野生動物での感染確認**

韓国等において、飼養家畜で口蹄疫が発生した場合、又は野生動物で口蹄疫ウイルスの感染が確認された場合。

**レベル 国内（九州以外）の飼養家畜での発生又は野生動物での感染確認**

九州以外の国内において、飼養家畜で口蹄疫が発生した場合、又は野生動物で口蹄疫ウイルスの感染が確認された場合。

**レベル 九州（沖縄県を除く）の飼養家畜での発生又は野生動物での感染確認**

沖縄県を除く九州内において、飼養家畜で口蹄疫が発生した場合、又は野生動物で口蹄疫ウイルスの感染が確認された場合。

**レベル 本県飼養家畜での発生（隣県での発生で本県の一部が制限区域に入る場合を含む）又は野生動物での感染確認（隣県での確認で本県の一部が当該地点から 20km に入る場合を含む）**

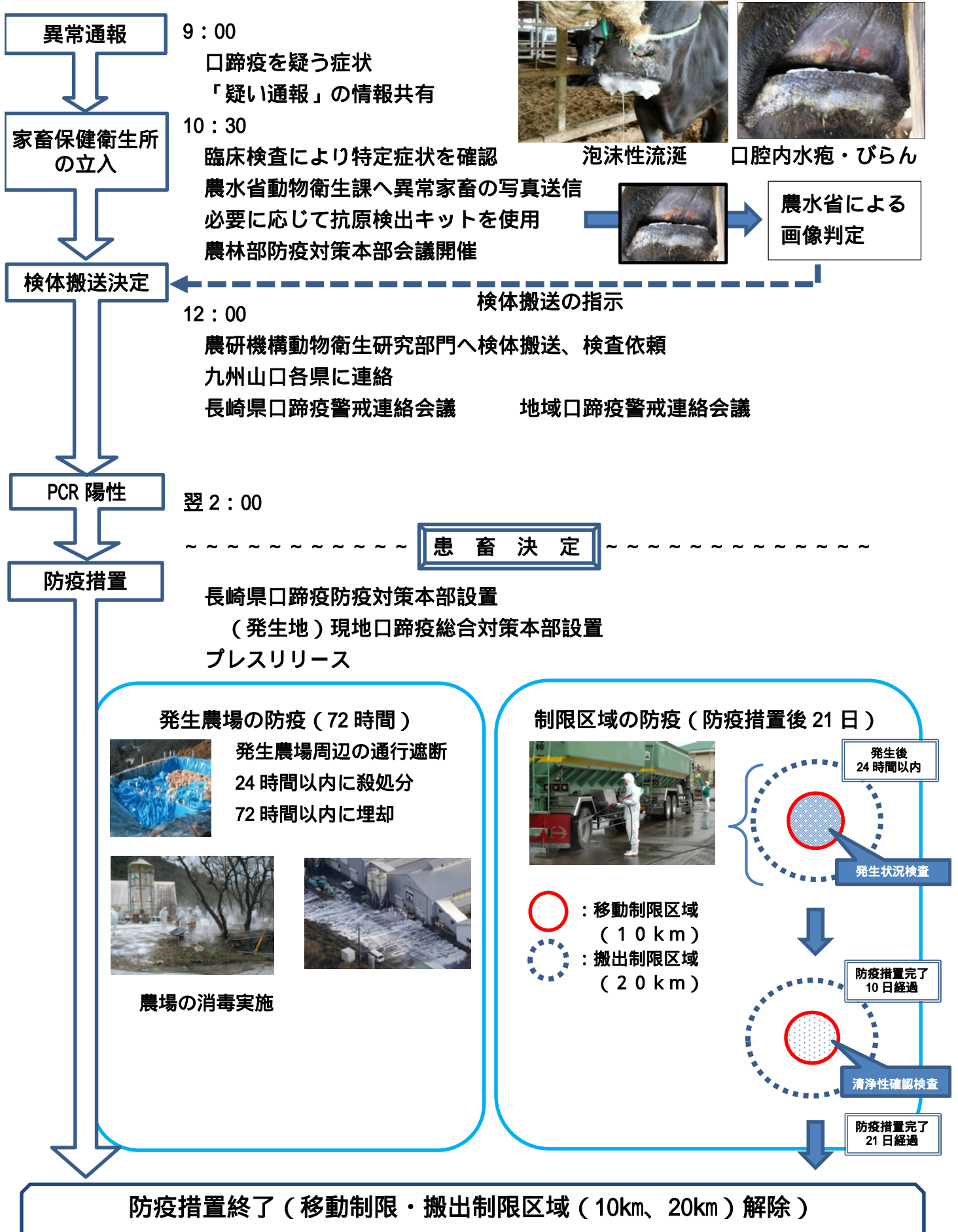
本県において、飼養家畜で口蹄疫が発生した場合、又は野生動物で口蹄疫ウイルスの感染が確認された場合。隣県で飼養家畜に発生又は野生動物で感染が確認され、本県の一部が制限区域又は当該地点から 20 km に入る場合を含む。

## 2 リスクレベル評価

危険度区分 (発生場所等)	近隣国 (韓国・中国など)	国内 (九州以外)	九州内	本県で発生(隣県での発生等で本県の一部が制限区域等に入る場合を含む)		根拠
				(制限区域外)	(制限区域内)	
ウイルス伝播要因	家畜、輸入畜産物、人、携行品、飼料、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物、空気、衛生害虫	家畜、人、飼料、車両、野生動物、空気、衛生害虫	
警戒体制	必要に応じて防疫対策会議	防疫対策会議	警戒連絡会議	長崎県口蹄疫防疫対策本部設置		
使用消毒液の種類	通常(逆性石鹼等)	口蹄疫用(強いアルカリ性又は酸性を有する消毒薬等)				指針第7の4
農場						
農場出入口	必要最小限の数		出入口1箇所に制限		出入口1箇所に制限 (発生農場)	飼養衛生管理基準8 指針第7の1の(2)
人の出入り	制限					飼養衛生管理基準13
車の出入り	必要最小限					
家畜の移動(導入)	-	自粛		中止		指針第9の4、県予防規則第2条
畜舎消毒	畜舎入口+畜舎周り+畜舎内					飼養衛生管理基準(牛)31(豚)33
衛生害虫	畜舎・畜体		畜舎・畜体+畜舎周辺環境			
野生動物	給餌設備、給水設備、飼料の保管場所に排せつ物等の混入防止					飼養衛生管理基準(牛)28(豚)30
放牧	-	-	-	中止	中止	指針第10の1及び2、県予防規則第4条
観光牧場						
人の消毒	-	靴底、手指の消毒				飼養衛生管理基準13 平成22年4月30日付事務連絡 に準じる
来場者の畜舎内立入	-	制限				
来場者が他の飼養施設へ立ち入らないこと		周知(1週間立ち入らないこと)				
家畜市場						
開催	可	状況を見て検討	中止	中止		指針第10の1及び2、県予防規則第3条
人の消毒	靴底	靴底、全身				
車両消毒	タイヤ	全体				
と畜場						
事業実施	可			移動制限区域内は停止		指針第10の1及び2、県予防規則第3条
人の消毒	靴底					
車両消毒	タイヤ		全体			
畜産関係車両(飼料運搬車、集乳車、家畜運搬車、畜産関係機関車等)						
車両消毒	-	タイヤ・車底			全体	指針第9の5
消毒噴霧器の携行	-	実施				

種雄牛						
凍結精液	-	-	分散保管		移動禁止 (21日前に採取され、区分管理されていたものを除く)	指針第9の4、指針第25
避難	-	-	状況を見て検討	分散飼育	移動禁止	指針第9の4、指針第25
消毒ポイント						
港の消毒（検疫港を除く）						
人の消毒	-	-	靴底		靴底	法第28条の2、規則第36条
車両消毒	-	-	タイヤ・車底		タイヤ・全体	法第28条の2、規則第36条
空港の消毒	-	-	靴底		靴底	法第28条の2、規則第36条
道路（畜産関係車両）	-	-	タイヤ・車底		全体	法第28条の2、規則第36条、指針第11
道路（一般車両）	-	-	タイヤ		タイヤ	法第28条の2、規則第36条、指針第11
イベントの開催						
畜産関連イベント						
共進会等（家畜を扱うもの）	-	-	自粛	中止	中止	指針第10の1及び2、県予防規則第3条
その他（家畜を扱わないもの）	-	-	自粛	自粛	中止（靴底、手指の消毒）	留意事項第34
一般イベント	-	-	-	状況を見て検討	自粛（靴底、手指の消毒）	留意事項第34
畜産関係者の行動						
発生地およびその周辺への移動	自粛					
畜産関係会合・集会の実施	-	-	自粛		中止	
家畜診療	-	-	-	消毒を徹底して実施する (巡回診療は行わない)	緊急を要するものに限る (身体、器具、車両等の消毒を徹底)	留意事項第28の5
家畜人工授精	-	-	-	自粛	中止（身体、器具、車両等の消毒を徹底）	留意事項第28の2
登記・登録、生産検査	-	-	-	自粛	中止	
<p>法 = 「家畜伝染病予防法」(昭和26年5月31日法律第166号)</p> <p>指針 = 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)、令和3年10月1日一部改正</p> <p>留意事項 = 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」 (全部改正 令和2年7月1日、2.消安第1567号、一部改正 令和3年10月1日、3.消安第3495号)</p> <p>県予防規則 = 「長崎県家畜伝染病予防規則」(昭和27年8月12日長崎県規則第45条)</p> <p>発生地域の拡大状況、九州各県の実施状況等を見て実施すべきか検討する。</p>						

### 3 発生時の防疫措置の流れ



4 口蹄疫発生時の防疫対応タイムフロー(異常通報から患畜決定まで)

人、場所、物(資材、重機等)、その他作業(連絡、資料作成等)

経過 日数	時間	経過 時間	事項	現地総合対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域総合対策本部
1	9:00	0:00	異常通報	<b>異常通報</b>		
				農家から異常通報受理 畜産課、振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡( 情報は非公表)	(防疫対策班)発生地家保から異常通報の報告受理 (総務動員者確保班)警戒連絡会議構成員、基地対策・国民保護課、全振興局、 農林部各課・室へ連絡 (防疫対策班)知事、副知事へ報告 (防疫対策班)農水省へ報告 (防疫対策班)農協上部団体へ連絡( 情報は非公表)	
	10:00	1:00				
	10:30	1:30	家保立入 検査	○病変部の画像データを県本部(防疫対策班)へ報告 畜産課から抗原検出キット使用の指示受理 畜産課へ抗原検出キットの検査結果報告 ○航空貨物便の時間を確認し、県本部(防疫対策班)へ報告  制限区域の設定準備 県本部へ報告(初動防疫報告票)(~13:00) 防疫作業に必要な人員数を算定 県本部へ提出(初動防疫報告票)(~13:00) 防疫作業に必要な資材数量を算定 県本部へ提出(初動防疫報告票) (~13:00) 消毒ポイント設置場所 県本部へ提出(初動防疫報告票)(~13:00) 埋却地情報の提供 県本部へ提出(初動防疫報告票)(~13:00)  ✓以降、随時、県本部へ作成資料や情報を発信	○(防疫対策班)画像データを農水省へ送信 農水省から抗原検出キット使用の指示受理 農水省へ抗原検出キットの検査結果報告 (防疫対策班)航空貨物便の時間を東京事務所へ連絡  <b>農林部防疫対策本部会議の開催(第1回)</b> (総務動員者確保班)県本部動員名簿作成準備 (防疫対策班)現地からの情報受理 警戒連絡会議資料作成 (広報班)プレスリリース準備  ✓(各作業班)随時、現地からの情報受理	○検体搬送決定情報を受理 制限区域内の市町へ連絡 動員名簿作成準備
	11:00	2:00		検体の搬送(農場 現地家保)		
	12:00	3:00	検体搬送 決定	<b>検体搬送決定</b>		
				検体搬送決定情報を受理 振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡( 情報は非公表)  消毒ポイント動員(市町、関係団体)については現地振興局から動員要請	(総務動員者確保班)検体搬送決定情報を、警戒連絡会議構成員、 基地対策・国民保護課、全振興局、農林部各課・室へ連絡 (農林部)知事、副知事へ報告(併せて自衛隊の出動要請について協議) (防疫対策班)九州・山口・沖縄各県へ連絡 (防疫対策班)関係団体等に連絡 (農林部長)基地対策・国民保護課へ自衛隊の出動要請電話連絡 <b>農林部防疫対策本部会議の開催(第2回)</b>	○検体搬送決定情報を受理 制限区域内の市町へ連絡
	12:30	3:30		先遣隊(家保、振興局畜産及び農業土木担当、市町、建設業協会)出発		
	13:00	4:00		農場出入口への消毒機器の設置完了(~13:30) 不足資材の調達作業開始(13:30~) 検体の搬送(現地家保 空港)	(資材班)トラック協会へ備蓄資材搬送依頼(~13:30)	
	14:00	5:00		<b>長崎県口蹄疫警戒連絡会議【非公表】</b>		
			不足人員がある場合は、県本部(動員者確保班)へ動員要請(~14:00) マイクロバスの運行要請完了(~14:30)  先遣隊調査開始	(資材班)国へ資材の供出を要請(~14:00) (資材班)県へ備蓄資材積込作業者動員要請完了(~14:00) (資材班)現地へ国資材の数量報告完了(~14:30) (動員者確保班)他振興局へ動員要請完了(~14:30) (動員者確保班)移動用バスの運行要請完了(~14:30)	動員要請受理(~14:30)	
15:00	6:00			(動員者確保班)バス会社の担当者等を各振興局へ連絡(~15:00)		
15:30	6:30		<b>地域口蹄疫警戒連絡会議</b>		<b>各地域口蹄疫警戒連絡会議</b>	

1	16:00	7:00	先遣隊調査終了(～16:00) 検体搬送(空港 羽田空港) ○周辺住民への説明(家保、保健所、市) 重機手配(16:00～) 県防疫対策本部へ報告 移動用バス、マイクロバスの確保完了(～16:30)	(各作業班)先遣隊の調査結果受理(16:00) (総務動員者確保班)農林部各課室動員名簿完成(～16:30) (動員者確保班)発生現地への移動用バス等の確保(～16:30)	発生現地への移動用バス等の確保(～16:30)
	17:00	8:00	県本部及び他振興局の動員名簿受理(17:00)	(動員者確保班)農林部及び他振興局の動員名簿を現地対策本部へ提出完了(～17:00) (消毒ポイント班)制限区域等公示案作成完了(17:00) (広報班)プレスリリース(消毒ポイント設置等)作成完了(17:00)	動員名簿を県本部へ提出(～17:00) 備蓄資材積込要員が備蓄倉庫へ移動開始(17:00)
	18:00	9:00	動員者の班編制完了、県本部へ名簿を提出(～18:00) (東京事務所)羽田空港で検体受取後、動物衛生研究部門(海外病研究拠点)へ搬送	現地対策本部から動員名簿を受理(18:00)	トラック到着後直ちに備蓄資材の積込作業開始(18:00)
	19:00	10:00			備蓄資材トラック出発(19:00)
	20:00	11:00	<b>PCR検査開始</b> 動物衛生研究部門(海外病研究拠点)に検体到着		
	21:00	12:00	備蓄資材を後方支援センターへ搬入完了(21:30)		
	22:00	13:00	後方支援センター設置完了(22:30) 防疫作業動員者移動開始(22:00) 消毒ポイント現地動員者移動開始(22:30)	防疫作業動員者移動開始(22:00)	防疫作業動員者移動開始(22:00)
	23:00	14:00	農場拠点設置完了(23:30) 消毒ポイント動員者(管理者)到着(23:30)		
	0:00	15:00	防疫作業動員者後方支援センター到着(0:00) 消毒ポイント資材及び動員者到着(0:00)		各消毒ポイントの資材準備完了(0:00)
	1:00	16:00	防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(1:00) 消毒ポイント設置完了(1:00)		
	2:00	17:00	<b>PCR検査陽性</b>	<b>P C R 検 査 陽 性</b>	
			農林部防疫対策本部会議(第3回) 長崎県口蹄疫警戒連絡会議から長崎県口蹄疫防疫対策本部へ改組		
			<b>長崎県口蹄疫防疫対策本部会議(第1回)</b>		
			<b>患 畜 決 定</b>		

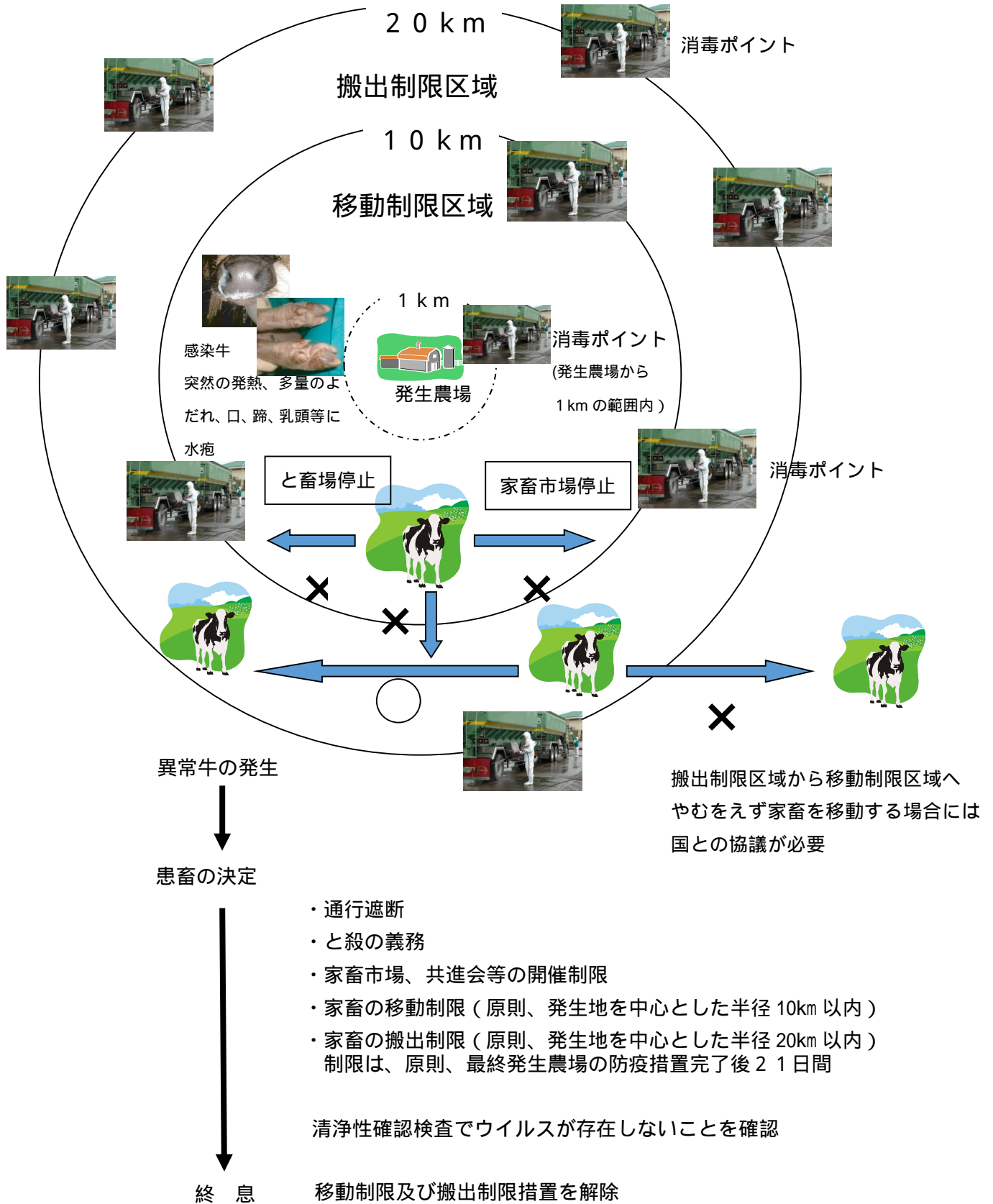
予定時間は、発生場所により変動する。





15			清浄性確認検査 ↓ 立入検査	消毒ポイント設置		消毒ポイント設置(制限区域にかかる場合)	
16~17			↓ 検査				
18		<b>清浄性 確認検査 結果判明</b>	清浄性確認検査で陰性確認後、農水省と協議して 搬出制限区域(半径20km区域)を解除		(広報班)プレスリリース(清浄性確認検査の結果) (消毒ポイント班)搬出制限区域解除の告示 (広報班)プレスリリース(搬出制限区域の解除)		
19			畜舎等の消毒(3回目)				
20~25							
26					(消毒ポイント班)制限区域解除の告示 (広報班)プレスリリース(制限区域の解除、消毒ポイントの廃止)		
	0:00	<b>制限区域 解除</b>	<b>制限区域解除</b>				
	10:00		<b>長崎県口蹄疫等防疫対策本部会議(第3回)</b>				
27							

## 5 防疫対応イメージ図



## 6 発生時における市町の役割

### (1) 事前に検討しておく事項

- 市町対策本部を設置する場合の構成等
- 現地防疫活動（消毒ポイント等）への動員方法、動員者数
- 埋却のための公有地のリスト化及び地域住民への説明方法
- 市町道の通行自粛・遮断等の対応
- 車両消毒ポイント等（水及び電気の確保）
- 防疫作業従事者の後方支援センターの選定（使用の可否の確認）
- 住民への情報提供の方法、相談窓口の設置

### (2) 自市町において検体搬送決定が発生した場合

- 市町対策本部の設置  
（混乱を招かないように情報は、慎重に取り扱う）
- 防疫活動の準備
  - ア 防疫活動の補助業務を行う作業者の確保
    - ・処分家畜等の評価
    - ・通行遮断
  - イ 消毒ポイント選定箇所の使用可否確認・従事者の確保
  - ウ 埋却場所の選定・準備（公有地の場合）
  - エ 防疫作業従事者後方支援センター（体育館・公民館等）・農場拠点の設営作業
  - オ 発生地周辺の通行遮断（住民への説明）
  - カ 移動制限区域、搬出制限区域設定の協力
  - キ 防疫作業に係る電源・水源の確保
  - ク 後方支援センター、農場拠点、消毒ポイントで使用するテント、机、椅子等の供出（必要に応じ）
  - ケ 発生農場近隣の住民を対象にした説明会の開催（準備・出席）

### (3) 患畜に確定した場合

- 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- 後方支援センター、農場拠点、埋却地拠点（必要な場合に設置）での防疫作業  
者へのサポート業務
- 家畜飼養者等への移動制限区域、搬出制限区域に係る内容の周知
- 住民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策含む）
- 発生状況確認検査、清浄性確認検査への協力（巡回車両、案内人の確保）

## 7 発生時における畜産関係団体等の役割

### (1) 関係する家畜飼養農場で異常通報があった場合

家畜防疫員の要請に基づき、異常通報があった家畜飼養農場に係る農協、飼料会社、と畜場等は、出荷、集荷、配送業務を停止する

### (2) 管内において検体搬送が決定した場合

県から検体搬送決定した旨の通報があった場合

家畜飼養農家、飼料会社等への情報伝達

家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動状況調査への協力

### (3) 患畜に決定した場合

処分家畜等の評価

消毒ポイントにおける通行車両等の消毒

家畜飼養農家、飼料会社等への情報伝達、相談窓口の設置(風評被害対策含む)

## 8 発生時におけるその他の団体等の役割

### (1) 異常通報があった場合

異常通報があった家畜飼養農場の所在地の建設業協会支部は、検体搬送決定後の先遣隊の派遣の準備をする

### (2) 管内において検体搬送が決定した場合

県から検体搬送決定した旨の通報があった場合

先遣隊の派遣(長崎県建設業協会支部)

防疫資材の確保(資材供給協定締結事業者)

家畜伝染病発生時資材供給契約者一覧(資料編)参照

防疫作業従事者の動員(長崎県獣医師会、長崎県建設業協会支部)

重機の確保(長崎県建設業協会支部)

防疫作業従事者の輸送(長崎県バス協会)

### (3) 患畜に決定した場合

殺処分された家畜等の埋却地への運搬作業(長崎県建設業協会支部)

埋却作業(長崎県建設業協会支部)

消毒ポイントの管理および運営(長崎県消毒業協同組合、長崎県造園建設業協会、長崎県ビルメンテナンス協会、長崎県警備業協会)

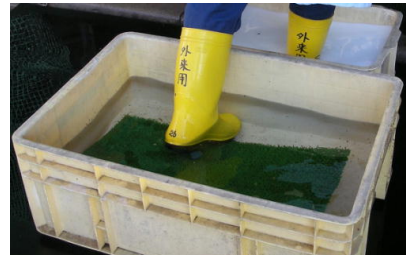


連絡方法について

各関係機関、関係団体等への連絡は、電子メール・FAXに加えて、電話での受信確認を実施すること。

## 9 発生防止対策のための家畜飼養者の役割

- (1) 日頃から、法に定める「飼養衛生管理基準」を遵守する。また、日々の来訪者や自分の外出先などを記録するよう心がける。また、農場出入者については確実に記録するとともに、出入時の消毒を徹底する。



- (2) 口蹄疫に関するパンフレットなどにより、本病についての知識を習得するとともに、県や農林水産省のホームページ等で発生情報等を随時確認する。
- (3) 飼養家畜が、法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状(以下「特定症状」という。)を呈していることを発見したときは、同項に基づき直ちに家保に通報しなければならない。

関係機関・団体等の役割分担

作業内容	県防疫対策本部	現地防疫対策本部							消毒業協会等	自衛隊	農家
		同等	家保	保健所	市町	警察	畜産関係団体	建設業協会			
対策本部の設置（県本部・現地）	○	○									
広報（作業全般）	○				○						
先遣隊		○	○	○	○			○			
家畜農家への情報伝達			○		○		○				
飼料会社等への情報伝達	○						○				
防疫作業従事者の動員	○	○	○		○			○		○	
防疫資材の確保	○	○	○		○					○	
防疫作業計画の策定	○	○	○								
発生農場防疫措置	家畜等の評価		○		○		○				
	殺処分作業		○	○							
	農場清掃消毒		○	○							
	埋却作業		○	○				○			
	水源等確保				○					○	
	機械確保		○					○		○	
	機械操作	○						○		○	
通行遮断（規制）	作業者の健康相談			○							
	農場周辺の交通規制		○		○	○					
埋却作業	道路使用の調整		○		○	○					
	埋却地の選定（平時）		○	○						○	
	必要面積算定（平時）			○							
	現地調査（平時）		○	○						○	
制限措置	重機の確保		○					○			
	制限区域の設定	○		○							
サポート業務	フォークリフト確保（資材荷下ろし）		○	○							
	後方支援C・農場拠点の選定・確保			○	○						
	サポート業務の運営・管理		○	○	○	○					
防疫作業者の移動手段確保	同等	○									
	後方支援C 後方支援C 農場拠点		○								
発生状況確認 検査・清浄性 確認検査	対象農場の確認			○							
	計画策定			○							
	獣医師動員要請	○		○							
	案内人・車両確保				○						
住民説明	案内				○						
	会場確保				○						
	説明者			○	○	同席					
消毒ポイント 作業	候補地の選定	○	○	○	○						
	許認可事務（道路使用許可・道路占用許可等）		○			○					
	水源確保				○						
	管理・運営		○					○			
業務委託事務	○										

：必要に応じて対応